

# 一般社団法人 日本出版者協議会 定款

## 第1章 総則

第1条 (名称) この法人は、一般社団法人日本出版者協議会と称する。

第2条 (事務所) この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 (目的) この法人は、出版の自由を擁護し、出版者の権利を確立し、出版物の再販制度を守り、出版物の公平・公正な流通を確保し、もって出版事業の発展を図り、文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業) この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 言論、出版及び表現の自由の擁護
- 2 著作隣接権の獲得および著作物利用のための諸事業の推進
- 3 出版物の再販制度の維持と擁護
- 4 公平・公正な出版物流通および取引条件の確立と出版事業への新規参入の促進
- 5 デジタルネットワーク社会に対応する出版事業の発展及び出版文化の向上のための調査及び研究
- 6 出版物の普及方法についての研究と普及の促進
- 7 機関誌、広報誌その他出版物の刊行または配信
- 8 出版関係諸団体との情報交換と交流の促進
- 9 その他本会の目的を達成するために必要な一切の事業

## 第3章 会員

第5条 (法人の構成員) この法人は、次の二種の会員をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

イ 正会員 この法人の目的に賛同する出版を業とするもの。

ロ 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に参加、又は事業を後援する個人、法人または団体。

第6条 (入会) この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受け、別に定める入会金を納めなければならない。

第7条 (経費の負担) この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を、月額会の会費として支払う義務を負う。

第8条 (任意退会) 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 (除名) 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17条第2項に規定する総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

第10条（会員資格の喪失）前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- 2 会員全員が同意したとき
- 3 当該会員が出版業を廃業し、又は解散したとき

#### 第4章 総会

第11条（構成）総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第12条（権限）総会は、この法人の最高議決機関として、次の事項について討議決議する。

- 1 事業計画及び予算等の承認
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 計算書類等の承認
- 4 定款の変更
- 5 会員の除名
- 6 解散
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条（開催）総会は、定時総会として毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

第14条（招集）総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第15条（議長）総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

第16条（議決権）総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第17条（決議）総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、全正会員の議決権の過半数の正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 議長は正会員としての議決権を行使できない。ただし賛否同数の場合は議長が決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全正会員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。（以下、特別決議という。）

- 1 定款の変更
- 2 監事の解任
- 3 会員の除名
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

第18条（議事録）総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第5章 役員

第19条（役員の設定）この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上15名以内
- 2 会長1名
- 3 副会長3名以内
- 4 監事 2名以内

第20条 (役員を選任) 理事及び監事は、総会の決議によって選任し、会長、副会長は、理事の中から理事会の決議によって選任する。

第21条 (会長の職務) 会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事に就任し、この法人を代表し、会務を執行し、会議を招集し、およびその議長となる。ただし、会長は必要に応じ、他の者を議長に指名することができる。

第22条 (副会長の職務) 副会長は、会長を補佐する。

第23条 (理事の職務) 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を執行する。

第24条 (監事の職務) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

第25条 (役員任期) この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

第26条 (役員解任) 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は特別決議による。

第27条 (役員報酬) 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第28条 (相談役) この法人に、理事会の議を経て、相談役をおくことができる。

第29条 (事務局) この法人はその事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局職員は、有給とし、理事会の承認を経て、会長が任免する。

## 第6章 理事会

第30条 (構成) この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第31条 (権限) 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の監督
- 2 理事の職務執行の監督
- 3 会長および副会長の選定及び解職
- 4 本会の目的達成のための委員会の設置

第32条 (招集) 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第33条 (決議) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第34条 (議事録) 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

第35条 (事業年度) この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第36条 (事業報告及び決算) この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

第37条（定款の変更）この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

第38条（解散）この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第39条（残余財産の帰属）この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 附則

第41条 この法人の設立時役員は、以下のとおりとする。

会長 高須次郎

副会長 竹内淳夫

副会長 水野 久

監事 上浦英俊

第42条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名住所

株式会社 緑風出版 東京都文京区本郷二丁目17番5号

株式会社 彩流社 東京都千代田区富士見二丁目二番二号 東京三和ビル 201

株式会社 晩成書房 東京都千代田区猿樂町一丁目4番4号

以上、一般社団法人日本出版者協議会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年9月5日

設立時社員 株式会社 緑風出版 代表取締役 高須次郎 印

設立時社員 株式会社 彩流社 代表取締役 竹内淳夫 印

設立時社員 株式会社 晩成書房 代表取締役 水野 久 印